

令和2年度 あさぎり町議会第13回会議会議録（第29号）						
招集年月日	令和3年3月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年3月18日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和3年3月18日 午後2時19分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	12番 溝口峰男		13番 森岡勉			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	△
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	山内悟	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	山本祐二	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第29号）

- 日程第 1 一般質問（2人）
- 日程第 2 同意第 3号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 3 同意第 4号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 4 同意第 5号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 5 同意第 6号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 6 同意第 7号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 同意第 8号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 8 同意第 9号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 9 同意第10号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第10 同意第11号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第11 同意第12号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第12 同意第13号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第13 同意第14号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 同意第15号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 同意第16号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 同意第17号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 同意第18号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 同意第19号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 同意第20号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 同意第21号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 同意第22号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 同意第23号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 同意第24号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 同意第25号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第25 同意第26号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第26 同意第27号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第27 同意第28号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問（2人）
- 日程第 2 同意第 3号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 3 同意第 4号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 4 同意第 5号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 5 同意第 6号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 6 同意第 7号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 同意第 8号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 8 同意第 9号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 9 同意第10号 あさぎり町農業委員会委員の任命同意について

日程第10	同意第11号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第11	同意第12号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第12	同意第13号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第13	同意第14号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第14	同意第15号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第15	同意第16号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第16	同意第17号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第17	同意第18号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第18	同意第19号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第19	同意第20号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第20	同意第21号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第21	同意第22号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第22	同意第23号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第23	同意第24号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第24	同意第25号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第25	同意第26号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第26	同意第27号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について
日程第27	同意第28号	あさぎり町農業委員会委員の任命同意について

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。ここで、昨日の一般質問の10番の一般質問に対しての追加答弁の申し出が教育長よりあっておりますのでこれを許可します。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 皆さんおはようございます。昨日、10番議員から、本管内から管外への進学状況についてお尋ねがありましたので報告させていただきます。本年度は、現在のところ116人の生徒が管外への進学を希望しております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、6番、小出高明議員の一般質問です。

○議員（6番 小出 高明君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 6番、小出高明議員。

○議員（6番 小出 高明君） おはようございます。6番、小出です。一般質問3日目となり施政方針に対する類似質問も多く、できるだけ重複しないよう心がけ、通告に従い質問させていただきます。まず、区の統合計画の推進と、合同で使用する公民分館の建設について、上地区では井上地区、石坂、清水地区から公民分館の要望があっていることは知っていましたが、それに伴い行政区再編。それも行政主導で行う計画が2月22日総務建設経済常任委員会が開催されたその議題に行政区再編への取り組み案として提出されてお

り、私がこういう動きになっていることを知ったのはこの時でした。資料の中で、石坂、清水地区は、消防分団ごとの関係する地区ごとの統合ということで、また2分団においても関係する地区においては、清水、塚脇、榎田約280戸ほどになり、上地区で1番多い戸数の行政区となります。ちなみに、井上、下永地区においては、分団とは関係なく2地区の統合計画となっています。上地区19行政区ある中で、10地区だけが今回の対象、公民分館建設を災害時の避難所として大きな建物をつくり、負担金を少なくする考え。一般質問の初日には共同の公民分館建設の建物に太陽光まで設置して、区の運営に当たったらという話まで出ていました。また、共同の公民分館予定地においては、隣接する土地、建物の買収計画、公民分館の図面まで見せての説明があったと聞いております。議会に説明する前に話がどんどんと進んでいく状態を、町長はどのように思われますか、お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。いろいろと今お尋ねがありましたけども、まず区の統合の話になりましたのは、公民分館建設で上地区の下永里、それから清水、石坂、狩所というのが出てきた時に、何月の議会だったかちょっとは定かではありませんが、9月の議会ではなかったかと思いますが、議員のほうからですね公民館建設するのであれば、区の統合も行いながらやるべきではないかというような意見をいただきましたので、検討させてくださいというお話をしたわけです。それで1番に上がっております下永、すいません、井上の公民館建設について、以前平成28頃と聞きましたが、下永里と井上で区の統合の協議がなされて、あと一步のところまで話がまとまらなかったと聞きましたので、下永里区にですねまた継続して、そのような区の統合を協議するお気持ちはございますかということをお伺いしたところ、井上区の人と席を同じくして話し合うことはいやさかではないというような話でしたので、それから井上区に出向きまして、まず建設委員さんと話をさせていただきました。そしたら区長さんはじめ建設委員の皆さんたちは、運営委員会の人たちの話も聞いてくれということで、また再度建設委員さんと運営委員さんが集まっていたく会議の中で話をさせていただきました。その間にですね、もう2カ月ぐらい時間が経過しました。いろいろな行政の仕事の合間を縫ってやっておりますので、その時に1番感じましたのは、やはりこれは職員さん任せではなかなか進まないだろうと。やはり区民の皆さんからいろんな意見が出てきます。それに対してですね、やっぱりその場その場で明快なやはり返事をしていかなければいけない場合もありますので、やはり私がもうトップが出ていって協議をしていかないと話がまとまらないと思いましたので、私も必ず出席して話を進めてきました。そうしてる時に清水からですね、もう公民館建設の計画が立ったから町と協議したいという話がありまして、これは多分12月だったと思いますが、清水区の建設委員の皆さんのところに私も出向きまして、それから総務課建設課、課長以下総勢5、6人だったと思いますが、出向いて話をした時に、清水からですね歴代の区長さんたちもお見えになって、その話の中でももう区の統合をして、そして公民館も一つに建てたほうがいいんじゃないかというような話で、行政と清水区の役員さんとの話が進んだわけです。それで、私がちょっと個人的に西別府、それから塚脇、榎田の区長さんにこういう話があるけども、こういう話を進めることは可能かどうか聞きました。そしたら、それは私たちとしても協議すべき事項と思うということで話をしましたが、そこで今止まっています。それ以上はですね、まだ今おっしゃるようにまだ議会にも話をしてません。でも、どちらかを先には少し進まない、区の意向も聞きながら進めないと、また議会だけで話をして区のほうには何の話もなかったという話になりますので、まず一応区長さんたちに意向を聞いた。同じようにもう石坂区ももう図面もできてるということを教育委員会のほうに図面も持ってこられたという話を聞きましたので、狩所と石坂区のほうにお話をしました。狩所からは建設委員さんのほうから出てきて話を聞きたいということでしたので、そういうふうな、清水も狩所も隣同士の区で別々に公民館を建てるのじゃなくて、一緒の公民館にされたらどうでしょうかという話をしたら、そのほうが合理的である

という話の中で、どことどこが統合するかというのをきちっと町全体で行政が中心になって、行政主導ではないんですよ。行政が中心になって、そしてそういう統合案をつくったらどうかということと言われましたので、持ち帰りまして役場内で協議して、それはまちづくり審議会が妥当だろうということで、令和3年度にまちづくり審議会の中に話をしたいということになったわけです。で、やはりこのことには区民の皆さんっていうか役員さんですよ。まだ区民の皆さんたちは話が聞いてませんので、役員さんの中には、やはり非常にいろいろこう期待されて隣接する土地をそれも買ってもらうと駐車場にいいなとかいろんな話が出ました。出たのは事実です。でもそこはまだ協議の内容ではありません。皆さんたちからの意見が出ただけで、そういう段階です。ですので、消防団のほうにも御相談しましても消防団には今度は部の再編という問題がありますので、消防団とまちづくり審議会のほうにお願いしていろいろ協議をしていただこうと。あらあら草案ができたところで今度は区長会にお示しして、また区長会の意見も聞いて、皆さんたちの意見がいろいろ出てくると思います。それを総合的に取りまとめてプランをつくるというような話の流れです。ですので、必ずしも、ある程度ですね、やっぱり行政が引っ張っていかないとこの問題は解決しないところもあります。行政の考え方を区に押しつけようというような考えはありません。昨日も話がありましたように、住民の視線でやっていきたいと思っておりますので、あくまでも皆さん方の意見を聞きながら取りまとめていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。今住民の視線と言われました。12月ですね中旬、これに関係する区長をですね町長室に呼んで、意見交換、聴取をされたと聞いております。また区長は、そう数カ月後には区長交代の時期でもありますし、また今非常にコロナ禍でですね役員会も開催できない。また3月の総会もそれぞれ書面議決での総会も、書面議決の総会が開催、行われます。そういう時期にですね、町長室に呼ぶですというのですね、そして1月には町長印を押した共同使用の公民分館建設の提案をされております。地区に。これはある地区はもう回覧で回っていると聞いております。ですね、こういったことをもう先にしていいいのかなというふうに思いますが、またこの資料の中には、今ある公民分館を解体し、その際には解体費の補助とか、新しい分館まで遠くなるので高齢者の方にデマンド交通運用など町からの助成とか、助成をするとかする方向に検討するとか、いいことばかり書いてある内容ですね。それ私も回覧回ってきておるといことでちょっと見させてもらいました。で、そういったことをですね、そこだけするというのは、他の行政区からもこれがわかるといろんな不満も出てくるんじゃないかというふうに思いますが、町長。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、12月に区長さんを私が呼んだのではなくて、区長さんたちのほうから今後どういう進め方になるのかを聞きたいということで4名の区長さんが町長室においでになりましたので、これから流れとして、まずある程度今話がだいぶ進んできたので議会にもお話をし、議会のお話を説明が済んだ後にさっき言われた文章をですね役員さんのほうには配付してくださいと。それまでは待ってくださいという話はしました。狩所の建設委員の皆さんが来られた時にはそのような文書を配付して説明はしました。やはり資料がないと説明もですねなかなか理解をいただきませんので、区のほうに回覧が回ったのはどこの区かわかりませんが、いろいろと今井上区と話をいろんな話をさせてもらった中でですね、やはり100歳体操、いきいき100歳体操なんかをするのに今でも遠いと。だから、やはりそれが区が統合になって公民館が遠くなるとますます行けなくなると言われましたので、私の堀の角区の事例ですが、堀の角区ではこういうことをしてますと。タクシーを使って、何でしたかね産業活性化基金、地域活性化基金のお金を使って、タクシー代を払って、足の弱い方、自分で車を運転してこれない方、そういう人たちをタクシーで送迎しながら100歳体操やってますよという話はしました。そういうことで、そういう話がいろいろと

伝わっていったんだろうと思いますが、議員が言われるようにですね、議会を軽視してどんどん話を進めてるわけじゃないんです。ただ、この話が町民の皆さんたちに非常に関心が高くて、ワッと盛り上がってしまった結果がやはりその議会軽視だと言われるような形になっております。やはり皆さんですね、この3日間一般質問でいろいろ話をさせてもらいました。農業支援センターのことについても何でもそうですけど、やはり、ほんとに確実に高齢化が進んで、やはりほんと10年前まではみんなぴんとこなかったことが、今となってくると本当に自分の身に置きかえて、もうこの高齢化というのは深刻な問題だ。少子化、高齢化と、少子高齢化、人口減少というのはこれはもう避けて通れない。今のうちにいろんな手を打つところ。自分たちが元気なうちに、あとの人たちにいい形でバトンタッチしていこうというような気持ちがありありと見えるわけです。その盛り上がりです。ですので、そういうことを議会のほうにも私はお伝えしたと思っておりますが、そういうふうな進め方ですので、よろしく御理解をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。私も今の農業の現状とか、この統合に対するいろんな考えというのはわかっているつもりでわかっています。ですから、いい方向に統合してほしいという意味も込めて今回質問しているわけです。私は区の統合について、公民分館に手を挙げている所に共同分館、共同で使う公民分館をというようなそれに大きな公民分館を立てて、ある程度の時期が来てから統合するというような考えですが、これではいろいろ不満の中で統合になっていくと私は思います。先ほど言いました公民分館を解体するのに町から出すと。補助を出していくような政策じゃなくてですね、今まだ使える公民館、最近できた公民館もそれぞれあつとですよ。そういった公民分館、と区の統合計画というのは、私は別に考えるべきだと思います。上地区は先ほど町長も言われたように、いつかはほんとに統合しなければならないと誰でも考えています。統合するなら今回のような10地区対象じゃなくて、統合にはほんとにあのデリケートな面もありますので、19地区、町長の地区も含めたところですね、全体の中でもう一度考え直して取り組むべきで私はなかりかと思えます。これから先10年先ですね、それくらい見越した戸数の配分とか消防団、いろんな組織を考慮した上で、場合によっては今の消防分団の分団の形が変わるかもしれませんが、あさぎり町まちづくり審議会の前にですね、もっと上地区で区とか消防団、いろんな組織代表等で今後を見据えたいような角度からの検討委員会を立ち上げて、もっと時間をかけてですね町民の皆さんが納得した上での不公平感のない統合に持っていくべきと思って今回の質問をしています。また、防災についても今コロナ禍でなかなか集まると、密にならないようにというようなことですので、今のまだ新しい公民分館を含めたところでの敷地内や広場を利用した車中泊、あるいはテントを利用した避難所等も一緒に考えていかなければならないと私は思います。現在計画中であります統合した所に全住民が地区住民がですね、入るような大きな分館をつくるためのですね統合じゃなくて、公民分館は公民分館、地区統合は地区統合として私は考えていったほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、町長の考えをお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。解体については、私が町長に就任しましたすぐに行われた今井地区でも永才地区でも町の負担で10分の9の負担で解体をされています。それと統合については、統合を見据えて、そしてそれぞれの公民館がまだありますから、ある所はそれを使いながら急いで解体しなければならない、建て替なければならないそういう公民館は統合を見据えてそしてつくっておく。今現在まだ使える公民館があるところは使ってください。でもいずれ使えなくなってきたら統合した公民館を共同でみんなで運用していきましょうという話をしてるわけです。そういうところだと思います。それから、避難場所って全住民が避難するわけではありません。やはり自宅で十分危なくない危険性が少ない所は自宅で避難されていいと思うんですよ。あるいは、知人友人、子供の所、そういうところに避難される方があります。公民分館の一時

避難所に避難される方もいるし、町が準備します公設の避難所に行かれる方もいらっしゃいます。ほとんどはやっぱり危険性がない水害の危険性、土砂崩壊の危険性がない、そういう所の人は自宅でその様子を見ていただければ十分ではないかと思っております。それから、コロナ禍でなかなか人が集まらないというような話もありますが、そのところは状況を見ながらですね、区によってはもうあとの懇親会はしないけども総会だけはするという区もありますし、また建設委員会のほうから説明してほしい、意見交換をしてほしいという区からの要望もあってます。ですので、それはコロナの状況を見ながらですね、今の県のほうの方針も換気をよくして、そして人と人とが密にならないようにマスクをして行えば別に問題ないということになってますので、皆さん方が地域住民の皆さん方が、まだ危険だから集まるのはよそうと言われたらその意見を尊重しますし、やはりもう集まって話をしようと言われるならば、十分に感染防止をしながら会議は進めていかないといつかいつかと言ってるとそれが今現在の状況でもあるし、余り時間をかけてるとスピード感がないと言われることもあります。ですので、消防団にもその辺はきちっと今団長以下幹部の皆さんにも意見を言って、団長のほうからも分団長以上の会議をして、その意見をまとめると言っていただいておりますので、まさしく今機が熟していますので、やはりこの時期にやはりまとめていくような動きをしていくのが私はトップとしての務めではないかと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。今町長の話聞いてですね、例えば清水地区が今度共同の公民館を建てたとしてですね、いずれか後でそこに統合っていう形で入れてもらうというような、なかなか後になればですね入りづらいところもある、ですので、初めからしっかりとですね、もしも建てるのであれば、それぞれの地区から建設委員として出して、みんなでこう取り組んでいくべきでなかろうかと思うとです。平成27年やったですかね、下西と上西が統合したわけですが、いろいろ、まだ下西の何で統合したかっていうと、やはり子供のために統合したと。みんなそやんですよね。やっぱほんとにもう私たちも将来地区も20人近く、20戸ぐらいここ20年もしないうちに減ると思うとですよ。で、やはりそういうこと、みんな前向きに一応考えちゃおつとですよ。ほんですいません、球磨弁が出ますので、それで、やはりそういうつくるのであればやはりそこに他の地区も一緒になって建設に向けた委員会等も立ち上げるべきじゃないかというふうに私は思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。まだ話はそこまでいってないんですよ。議員言われるように、まだ今議会にこういう状況ですよって話をして、これからそういう具体的な取り組みを今から始めるわけです。ですから、まず皆さんたちがこれから公民館を建てるのに、それぞれの区で1個1個つくるんじゃなくて、やはり区の統合も考えて将来的なことも考えて公民館をつくりましょう。どうですかって話を聞いたら、いや私たちもそれが賛成だと。じゃあそういう方向で動きますからまず上地区だけじゃなくて、あさぎり町全体でどこどこが区が統合した方がいいか、そういうプランをまずつくってくれと。まさしくそのとおりだということで、前回の議会にもそういう御説明したと思うんですが、まずまちづくり審議会、消防団、そのあと区長会なんかに諮って、どことどの区が統合するのが1番皆さんたちの希望なのか、そういうところをつくってですね、そのあと公民館建設を急いでおられる人たちのところにおたくの区は大体こういうふうな範囲で統合が皆さんで議論されましたが、どう思われますか。そういう中でじゃあそこでいこう、公民館を建てようとなったら今小出議員が言われるようにそこで建設委員がつくって建設委員会をつくって、そして協議がなされるし、今後の区の運営の仕方も協議していければいいと思うんです。まだそこまでいってないところで

◎議長（徳永 正道君） 小出委員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。ですから今10地区だけじゃなくて上地区全体とかあさぎり全部全体的に考えたところでの統合というのを考えていかなければいけないと私は言ってるんです。次にいきます。次、2番の活性化プランについて、私はこの農業経営分析事業、あさぎり町の農業の課題を知る意味で30人に絞り、1人当たり50万円の経営診断料として作物ごと1年限りの1,500万の事業だと思っていました。これが令和3年、4年まで続くとは私は思っていなかったわけですが、合計4,500万になりますが、ほんとに価値ある事業なのかと疑問を感じ質問をさせていただきます。今回29名の地区別受講、29名ですね、受講者があったわけですが、地区別の受講人数というのはわかりますか。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい、御報告を申し上げます。第1期と第2期に分かれて実施をいたしておるところですが、1件はですね、薬草合同会社でありますので、28件の内訳といたしまして報告を申し上げます。上地区につきましては7件の農家、それから岡原地区につきましては11件の農家、それから免田地区におきましては6件の農家、須恵地区におきましては1件、深田地区につきましては3件というようなことで内訳となっております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、上地区が7件、岡原が11件、免田が免田、須恵が1件ですかね。6件、須恵1件の深田3件ですね。こういった診断の募集というのはどのような方法で行われたのかお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） この経営診断事業というものがですね初めてでありましたので、今年度、初めての取り組みということでですね農家からの自発的な募集というのが1番の姿というのはありましたけれども、なかなか初めての取り組みということで、この中身についてもですね、そして我々にとってもですね、なかなか理解をしていただく、するというのが難しい面もありましたので、お声かけをした時にそういった募集をかけたときにですね、なかなか上がってこなかったんですね。ですので、実際受けていただいた方の選定につきましては、いろんな方に対してお声かけをさせていただいたつもりなんですけど、行政のほうからですね、課のほうからお声かけを個別にさせていただいて、幅広くさせていただいて、農業の形態、経営状況とか、あとは作物ごとにとかですね、そういったものを勘案しながらお話をさせていただいて、そして選定をしたというところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、経営診断された方が出された共通の問題点として経営計画、ビジョン、理念を立てる農家がないとか、農業記録、作業日誌、日々の作業記録がつけられていない、コスト管理、生産コストの把握が行われてない。資金の区分、事業資金と生活資金の区分の区分がですね明確でないというのが挙げられていました。やはりこういった問題をですね解決するため対応できる四つの他の例もありますので上げたいと思います。まず1番目に、JAの青色申告会があります。日々の日常の作業が忙しく、なかなか簿記記帳事務作業まで手が回らないなど多忙な農家にかわり簿記記帳の代行をし、青色申告、書類作成代行、毎月の書類提出、この代行料は年間3万6,000円で済みます。また3年間の申告、申告書をもとに農業の経営診断ができる。そしてタック、税務担当者がですね経営のサポートをしてくれます。経営診断のほうは無料となっております。次に、中央会では農業経営診断、その分析結果の診断書を、農家の基本情報ですね。それと経営全体、損益計算書、すいません、経営全体の分析結果、経営のレベル、その算出方法、判定基準による判定、そしてまた指標項目別のコメント、今回あったようなことですね。1番大切なのは経営の収益性、安全性、借入金の償還等に充てられるお金、貯蓄等そして自由に使えるお金、そして将来

の計画を農家の経営のシミュレーション、分析、減価償却の10年間の予想まで表示してもらい、また将来の10年間の営農計画とか資金繰りシミュレーションまでしてくれるし、この診断料は無料となっております。次にですね3番目くまもと農業経営塾もあります。これも受講料は無料となっておりますが、県内の意欲ある若者、農業者を対象に、第一線で活躍する農業経営者、学識経験者を講師に招き、経営理念、リーダーシップ、マーケティング、競争戦略に関する講義を受けるとともに、将来の事業計画を作成してくれます。全国トップレベルの多彩な講師が強力にサポートしてくれ、経営者の心構えが身につくというようなことになっております。将来の夢の実現のために計画ができる。これはですね、やはり経営者のあり方とか経営理念、そういった事業戦略、農業経営者としての販売戦略、長くなります。すみません。新たな事業展開、6次化、海外進出など受講することができます。そして最後に若い時よい経験となります受講生それぞれの事業計画を発表する場も与えてもらえます。4番目には熊本農業経営相談社です。これも無料です。予約待ちとなっております。農業者、農業には、さまざまな課題があるわけで、法人化するにはととか、税務について、6次化、販路拡大、経営分析など、農業者の経営課題を解決するため専門家等の支援チームを派遣し、さらなる経営を支援してくれます。こういった四つの例を挙げましたが、私は、行政はいろんな情報をですね農家に与え、あとは農業者みずからがそういう場所に参加する意欲を持たないと経営に生かされないと思います。だから私は年間1,500万も出して農業経営分析を3年も継続して行う必要がないと思いますが町長の考えを聞かせてもらいます。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) はい。今本当に詳しく御説明いただきまして、私もそういうのをですね使っていたで、経営の強化をしていただきたいと思うわけです。議員今回の令和2年度の1,600万の予算を使ってやったのはあくまでもこれは調査委託なんですね。診断士の人たちに実際に農家さんを診断していただいて、どういう傾向なのか。今議員が言われたようにいろんな制度を利用して経営の強化はされてると思いますが、でも私が第三者的な立場で見て、やはりもう少し経営の強化というのが大事なんじゃないかなと思ったもんですから、要するに実際に30の農家診断してもらって、それはもう農家さんたちにその結果はお伝えします。我々はその中身まではタッチしません。そのかわりに、あさぎり町の農家さんの現状を私たちの教えてください。そして何をすべきかをアドバイスしてくださいというのが目的で、せっかく協力していただきますし、分析もしてますので分析結果をお伝えして、御本人たちが御希望があれば伴走型で改善していこうというふうな考えで取り組んだわけです。なぜそういうことを取り組んだかといいますと、やはりこれから今認定農家が381農家あります。その3倍ぐらいの農家さんがありますが、もう平均年齢が67.7歳。団塊の世代と言いますが、私は大体昭和20年代に生まれた人たちがもう後期高齢者になってきました。あと9年するとみんな後期高齢者になってしまいます。そうすると、やはり農業の集約化を集積化をしていかなければなりません。農家さんの経営も減ってきます。経営者も減ってきます。そうすると、やはり一戸当たりの農家さんの経営面積が広がってきます。広がってきますとやはり法人化をしなきゃならない。働いてくれる従業員を雇用しなければならない。やはりこれからの農家さんっていうのは、もうほんとに家族農業が主体でしょうけども、少しずつやっぱり企業化していくんじゃないかなと。そうならないといけないんじゃないかなと考えたわけです。ですから、一つには経営のあり方、すいません、農作物のつくり方はもうそこは専門ですからもう問題ありませんが、やはり経営というものをもう1回見直す必要があるんじゃないかなというふうに考えて診断士のお願いをしたわけです。それともう一つは今度は働き方が変わってきます。もうデジタル化でスマート農業になってくると働き方が変わってきます。いろんな方の、今回もですね、農業団体の人たちの意見も聞いてますし、有識者の人たちの意見もこの診断士の分析結果を見て意見をいただいておりますが、スマート農業、いわゆるデジタル化だけではなくて、やはり経営というものをしつ

かり見ていかないと、やはり農家さんの将来に関わる問題だからそこはやはり大事なことですよというふう
に提言をしていただいています。そういうふうこれから農家さんたちが若い人たちがやっていく時に、や
はり生産力というのはもう十分備わっていますので、経営能力を身につけていく。そしてスマート農業とい
うデジタル化に向けて働き方が変わってきますけども、やはりそこに投資が出てきますから、その投資に対
してのやはり自分たちの経営のあり方、そういうものも考えていただきたいということで産業活性化プラン
を行いました。3年間というのは、3年間ぐらいやりながらじっくりと調査をして1人でも多くの農家さん
の状況を知り、また第2の効果として農家さんの経営のアドバイスもできますので、そういうことをお願い
したわけです。議員が言われるように、JAとか県とか中央会でもいろんなそういうことを取り組みをされ
ていますので、そういうのも利用していただきながらですね経営基盤の強化を図っていただければと考えてい
るところです。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。先ほど言いましたJAの診断報告書はこれぐらいのページですね。と
中央会のは詳しくわかりやすく22ページにかけて診断書ができています。参考までに。それでは最後にで
すね、ふるさと振興社と農業支援センターの統合計画について。このことについては類似質問も多く私で6
人目ですので、一つだけお願いします。農業支援センターにおいては昨日も出てましたが、作業全般の受託作
業依頼に対して今まで同様そしてさらに今まで以上の対応ができることを望みまして私の質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 答弁いいですか。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。それはですね充実させていきたいと思えます。そしてもっと強力な支援体制
をつくって農家さんを本当に支援できる組織にしたいと思えます。また小出議員からもいろんな御意見をい
ただいて参考にさせてもらいたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） これで、6番、小出高明議員の一般質問を終わります。次に、1番、小谷節雄議員
の一般質問です。

○議員（1番 小谷 節雄君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） おはようございます。一般質問最後になりました今回も多数の同僚議員の一
般質問続いておりますのでかなり重複してくる部分もあるようでございますが、私につきましても若干重複
いたしますがよろしくお願ひしたいと思えます。ちなみに通告書の順番につきまして逆にさせていただいて、
施政方針に関する部分からまず入らせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。本題
に早速入ります。今回の施政方針の中で、地方創生と地方交付税制度の関係性についてということであつ
とまず最初に確認をさせていただきたいと思えます。町長のほうから方針の説明いただきました中で、ちよ
っと今お送りさせていただいておりますが、3ページの中でですね、この4行、最上段の4行につきまして、
若干の私自身がこの文章の表現から受けました印象につきましては、地方自治体財政の根幹にかかわります
ところの交付税制度の認識について、私自身の考え方が今の現状に沿っていないのかなというような自分自
身に対する心配が湧いてきております。またその前後の文脈からその町長が意図されているものがなかなか
読み取れなかったということでございます。具体的には、消極的であれば地方交付税措置も見直させる、見
直される危険性があります。と書いてあります。見直しをされる危険性の意味とは何なのか。あわせて、そ
ういったものなんかあるとしましたら、その根拠となるものが何か国からですね示されているものなのか。
それが例えば政省令であつたり通達、あるいはそういったものに類するものがあるのか、私の認識の
中ではなかなかそういうものは見つけ切れっておりません。まずその点について御回答いただければと思いま
す。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今やはり菅総理大臣の1月18日の所信表明にもありましたとおりですね、やはり地方にもうかる仕組みをつくっていかないと、やはり日本が元気に出ない。これからは農業を成長産業にする。というようなことが言われてますし、今内閣府の中には地方創生という部局もつくられて、各省庁から集められて、そして地方創生に向けていろんな取り組みがなされてます。今九州財務局の局長はその地方創生部局の肩書はちょっとはっきりわかりませんが班長みたいなことをされてて、その部下だった方が今熊本県に副知事としておられる木村副知事です。私はお2人ともほんとにもう数時間にわたっていろいろ話をさせていただきました。そういう中で、やはりこれからは国の予算もその限りある中で、地方創生に積極的に取り組むところの配分が増えてくるのはもう当然の結果であるというような私は理解をしました。そういう流れが昔からありまして、やはり県にしましてもですね、地方創生に取り組むところに、やはり国は優先的に予算を回してくれてる。そういう現状を私は仕事を通じて見てきました。積極的な県、例えば林業に対しては宮崎県、一品一村運動では大分県、そういうふうにですね積極的に取り組んでくれるところには予算が配分がほんとに多くついてました。そしてまた逆に何か必要なものがないかと言われて、こういうものがしてほしいと言われれば、そういうものを検討しされてるという話も私の林業関係の同じ仲間である人たちからですね、宮崎県の人たちからも聞いてきました。やっぱり当然それは当然の話だろうと思います。そういうことも含めてですね、ここに令和2年度地方交付税制度解説によると、昭和2年度普通交付税の算定方法改正事項というのがありますのでちょっと読み上げてみたいと思います。その2でまちひとしごと創生事業費に対応した算定方法の見直し、まちひとしごと創生事業費予算1兆円については、地域の元気創造事業費として4,000億円及び人口減少等特別対策事業費として6,000億円程度において引き続き算定することとしてありますとあります。このうち人口減少等特別対策事業費の算定においては、第2期まちひとしごと創生総合戦略の期間を踏まえ、令和2年度から令和5年度にかけて、段階的に取り組みの必要度に応じた算定から取り組みの成果に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしていると。令和2年度は取り組みの必要度に3,800億円、取り組みの成果に2,200億円を算定、算定に当たっては条件不利地域等の配慮も行うということになってます。やはりこれからは必要度から取り組みの成果というものにシフトしていく、そういうものに国は地方交付税の上乗せをしていくというような国の考え方もありますので、そういう意味でやはり積極的に取り組んでいかないとやはりあさぎり町も地方交付税が一本算定になって減少してきております。やはりそういう中で、やはり財源確保のためにはこういうふうな積極的な取り組みによって上乗せをしていく必要があるという意味でそういうことを書かせていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今御説明ありました。私の認識は俗に言う事業費補正という部分であると思います。今おっしゃった部分につきましてはですね、これまでもその都度その都度時の政権、交付税制度についてですね手を加えてくる。それはそれで理解はできるわけでございます。ただ私がここで気にしておりますのはですね、消極的であれば地方交付税措置も見直される。その意味を今町長おっしゃったんだと思うんですが、地方交付税そのものはですね本来は地方固有の財源という部分を国がかわって徴収をしてそれを再配分している。そういった制度であるというふうな認識でございますが、ということで逆に言いますと、そういった部分は、さっき言いましたその時その時の国の施策によって交付税制度内容は変わってくるわけでありまして。ですから今町長おっしゃった部分で今地方創生という形で事業費補正でですね対応されているのは私も承知しておりますが、交付税制度そのものについては、原則としてですね、そういった性格があるという前提でいかないと補助事業的な発想は、交付税については若干異なっているんじゃないかなというふうに私は認識をしております関係でここにちょっと取り上げたところでございます。地方創生に取り

組むこと自体は当然でございまして今町長おっしゃるように、今いろんな形で積極的に施策を講じておられることはですね、私も評価をしておるところでございます。ただ、交付税制度につきましては若干認識の異なる点があるかなというふうに思っております。1点気になりますことは、これも確かかどうかわかりませんので、ですけど、町長があるところですね国はお金は幾らでも印刷したら幾らでも印刷をできるんだから、国の予算は心配要らない、積極的に国からの支援をどんどん受けていきますからというようなことを発言されたやようなことをちょっと聞き及んでいます。これが事実かどうかわかりませんが、町長そういった御記憶がございましてでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今国は赤字国債を発行してます。この赤字国債は銀行がお金にかえるために日銀が買い取ってます。ということで、今のところ国がコロナ禍の中で臨時交付金で、補正予算の中で赤字国債を大分発行してますが、それは全部裏づけがあるというか、日銀が買い取る。あるいは日本には今、もう国債、国債も1兆円を超えましたが、日本にある資産は1兆7,000億円ぐらいと言われてます。そういう財源もあるし、日本の国債は安全性があるということで、世界のやはり金融の関係者にはこの安定な商品として国債は買う人たちがいるわけです。ですから、日本が今国債を発行し続けることで、借金が増える。日本は大丈夫かというような心配がかなりありますが、やはりそういうふうな裏づけのもとですね、今、国は財源を見通しをつながらやっている。もし、これに黄色信号がつくとしたら、金利が上がる、あるいは物価が上がる、インフレになる。こういう時には危険が見えてくる。黄色信号であるというような話はさせてもらったことがあります。そういう趣旨の中でですね、日銀がどんどん印刷をするというのは、例えばインフレになるのはですね、今やはりさっき言いましたように国債を銀行が買い取って、それを日銀でお金に変えるわけですね。お金に変える時にはやはり日銀がお札を印刷するわけですよ。そういう話はさせてもらいたと思います。ただ、どんどん札をするから大丈夫だというような話はしたことはないと思うんですが、そういう一連の経済の流れの話をしたことがあります。

◎議長（徳永 正道君） 町長。町長。1兆円とおっしゃった。一千兆じゃないですか、国債発行。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、国の借金が1,000兆円を超えています。1,100兆円ぐらいですよ。日本人の持ってる資産は、1,700兆円程度ですということです。すいません。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。先ほど私の取り上げた点についてはそういう発言をされたことがあるというふうに今の町長の御説明を受け取りました。るる御説明いただいた部分につきましては私も一応いろんな部分で見たり聞いたりしておりますが、それはまた意見が分かれるところでありまして、私は借金は借金。今の1,100兆としまして1,200兆に近くに今、今度のコロナ禍の中で国の財政対策の中で、そういうふうな状況になっている中で1,200兆の数字は、全然楽観できる数字じゃない。もう楽観どころかも非常に危険、レッドゾーンを突破しているというふうに私は認識をしておりますが、その点の議論についてはここでは省略したいと思います。ただ、紙幣は幾らでも印刷できるというような、そういう話は住民の皆さん方にしますと、私はある意味ミスリードするんじゃないかという危惧をしております。この点については以上で終わりたいと思います。次に、流域治水について。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。ちょっと質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、それでは引き続きまして施政方針の件でもう1点流域治水について確認をさせていただきます。森林の保全について、昨年の豪雨災害を教訓としての今年度の具体的な対策についてお尋ねをしていきたいと思っております。森林の持つ保水能力を高め、土砂災害を防ぐためには、森林の整備保全が必要でございりますが、これまでの林業政策の中で防災の見地から、不十分だった点を見極め早急に対策を講じていくべきではないかと考えておりますが、その点についての御見解を伺いたしたいと思います。ここで述べられております清願寺ダムの流木搬出や土砂しゅんせつ山際での農業用排水路等への土砂流入を防ぐための沈砂池や遊水池の整備など、対処方法としては大変重要なことではあります。森林の保水力を高め、土砂災害を防ぐという根本的な具体策がまた別途必要ではないかというふうに考えます。森林経営管理制度などにより、民有林管理などの適正化も徐々に進むものと期待されておりますが、公有林としては防災面などの公益機能を重視する事業形態にシフトすることも検討するべきではないかと考えております。新年度におきまして、森林保全についての新たな取り組みが何かあるのかをお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今度の災害前からここ3年ぐらいですね、平成30年ぐらいから、3年連続してやはり山林のほうから小さい河川を通じて幸野溝にかなりの土砂が流れ込んでそれが災害につながるといような現状を見まして、いろいろな提案をさせていただいております。山というのは、1朝1夕にできません。これ、これまでの間、ほんとに平成の30年間の間に山は森林、林業、木材産業というふうに呼び方をされますが、森林というのが山を育てる。林業というのがこれを切り出すことを林業とって、木材産業というのは製材加工のことを言うわけですが、この森林林業木材産業というのは、ほんとにこの30年間の間に疲弊してきました。1番主な理由はやはり円高による外材の安いものが入ってくる。昭和の終わり頃には1立米3万円が入ってきたものが円高によって1ドル1万円ぐらいで入ってくるようになった。もう、国産材では全く競争力がない。あわせて日本の木材には関税がかかりません。農業と同じように関税が変わればいいんですけども、関税がかかりませんのもろに打撃を受けたわけです。それで林業所有者たちは、生産意欲をなくして山に手入れをしなくなった。しなくなったというよりも、もうするようになるための財源がなくなってきたわけですね。30年かかってそういうことになって、今間伐をされてない林分、管理されていない林分については、環境税をとって、それは譲与税として町に来て、それで管理をなささいということで、今町も民有林の人たちに皆さんで自分で管理されますか、町に委託されますかというアンケートを今とっているところです。そのようにしてですね、森林を保全していかなければならないというのが国の考えで、行政も一緒にやってるわけですが、あわせて、やはりシカの被害というものもこの30年間で非常に甚大な被害になってきました。昭和の終わりぐらい、平成の初めぐらいは、まだですね鹿を見る機会ほとんどありませんでした。植林をしても杉苗が食べられるぐらいで、桧苗とかクヌギ苗が食べられることはありませんでしたが、だんだんだんだんですねなんでも食べるようになって、ほんとにもう草も食べますから森林の中が上層輪、いわゆる杉とかヒノキの背が高い木、そして下草木というのがあって草があるわけですが、この下草木ともうシカの被害によってなくなってきたんですね。こういうものが土砂流出の原因にもなってます。そういう意味でやはりまた広葉樹も植えるということで、針葉樹広葉樹の今混交林をつくらうという話が森林保全の一つとして今度の流域治水にも上がっております。だけどこれをやるにはまた30年50年かかるわけです。その中で、私は、県の農林部のほうに御提案をさせていただいたのは、作業道、林道、それから道に入ってるすべての道路ですね。町道も含めて、そういうものの水管理をきちっとやるべきだという提案をさせていただきました。今、災害復旧工事で林道の工事等あるいは町道の復旧工事等も入札で応札していただいた業者さんをお願いしているのは、工事期間中も道路を水が流れてくる。その水管

理の水の落としどころをちゃんと考えてくれと。水の落としどころが悪いと、山腹崩壊につながる危険性があるということもお願いしてますし、県にもそういうことをお願いしますので、農林水産部も去年の秋、それから多分3月ももうなさったかこれからはさるかわかりませんが、山林業者を集めて、あるいは森林組合も含めて、そういうふうな道路、山の水管理の研修をなされることになってます。そういうことをやりながらですね、やはり山の保水力、治水力、そういうものを少しでも高めていくような努力をされてますし、また町のほうも町有林の管理をしてもらってる森林組合、その作業班のほうにもですね担当課のほうのからお願いしてありますので、今森林組合の作業班の方もしっかりとそういうところを遵守しながら作業をやっているというふうな状況です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷委員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 町長のほうから御説明いただいた具体的にはですね、混交林製とか、私も山のこと素人でございますが、ただ職員時代に数年間担当した経験はありますので、ほんの少しだけは具体的な自分の経験上あるんですが、今町長がおっしゃいました混交林育成とかあるいは皆伐から卓抜というようなことも一つの方法としてあるようでございますが、そういった検討などをですね新町の公有林のですね作業計画、その中の見直しをしていただいでですね。今町長がおっしゃいましたような災害に強い森づくりに先に着手する、着手することも必要ではないかというふうに私は今回考えたところでございます。町長がおっしゃいますように、大変時間がかかることでございますので、地道にと申しますか、着実に積み重ねていくことが必要だと思っております。また、これも町長今おっしゃいました、林道や作業道の既設の施設の管理に対しますところの防災面を含めた見直し、これは費用対効果の点からですね、費用を伴うものでございますので、私の考えは、今の費用予算上で足りているのか、もし不足しているのであればですね、結果として防災上有効であれば結果的に費用対効果として十分ペイするんじゃないかと思っております。そういった予算措置の見直しもですね、場合によっては検討する必要があるんじゃないかというふうに思っております。林地におけますところの土砂災害の大きな要因の一つと考えられておりますのが、町長おっしゃいました排水処理の不備などによる不十分な林道作業道の管理ではないかと思っております。まず町が公有林、公益性を重視するという側面から、町の町有林公有林はですね、施設管理の充実などによりまして土砂災害の原因となるリスクを軽減して減災につなげること、そういったことを民有林の皆さんに先んじて示していく、そういった部分も一つこのような災害の大きい時期に入ってますとですね、町としては考えていく必要があるんじゃないかと思っております。先ほど町長が説明されましたように、経済林としての経営という側面からは大変ハードルが高くなるかと思いますが、先ほど言いましたとおり、公益性、防災面、そういった部分から公費投入といったものはですねある程度までは共有されるんじゃないかというふうな、そういうことで思っております。そして結果として、下流域の防災減災につながる、そういった意味での災害に強い森づくり、そういったものに取り組んでいってはどうかなと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。いろんなですね防災減災に取り組んでいきたいと考えております。それで県のほうと、あるいは国土交通省と話をしてますのは、山の傾斜も五木のほうの山はV字型の急峻な傾斜が多いわけですね。こういうところは砂防ダムが適しています。ところがあさぎり町は白髪岳にしてもそうですが、あんまり急峻ではありません。砂防ダムには向かないので、沈砂池をとというお願いをしているわけですが、土砂を一度ためる、河川に入らないようにする、そういうことをお願いしているところです。それとやはり鳥獣害の被害をなくしていかなくちゃいけませんので、やはりこの鳥獣害駆除というのがですね、今もうあの熊日新聞等にもずっと連載されてますが、やはりこれといった決め手がない。やはりこれについてもやっぱりやっていかなければいけないと思います。今議員が言われたように、必要な予算があればまたお願い

して設備をしていくし、まずはですね、ちょっとした水管理というのは、水を、山のどの部分で下に落とすか。そういうのはもう創意工夫でコンボがいけば仕事ができるし鉾があればできる作業ですので、とりあえずはですね、今度の出水期に向けてはそういう対応をしながら、必要なところはですね、少し資金を入れながら今議員が言われたように必要な措置をとらせていただきたいと思います。それからやっぱり山を育てるということは長い時間がかかるわけですが、町有林はほんとに先輩方の御苦労で非常に手入れがよくいって、災害を見ましても町有林のほうからは土砂が来ることがあっても流木が来ることはありません。問題は清願寺ダムより上はやはり民有林が多くて、伐採後の放置林もあつたりしましてですねそういうところから土砂と流木が流れ出てきている状況です。それで県のほうは皆越は会社の社有林が多いもんですから、結構面積も広いということで、林業経験の意欲のある会社を買取っていただいて、そして管理をしていただく。これは球磨村あたりもそうであったんですけど、そういうような取り組みもされてますので、町としてもですね、やはり先ほど申しましたように、民有林の中でもう生産意欲のない方から経営意欲のある方に経営権を移して行って森林保全をやっていききたいというふうに考えているところです。でもすべてそれで賄えるわけじゃありませんので、それでカバーできないところをどうやっていくかそこら辺がまたこれから知恵の出どころでもあるし、多少は予算を伴うことが出てくるかと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今町長の御説明の中でありました伐採後の放置林等の問題、一つの課題かと思えます。そこで民有林を含めまして伐採面積などの制約やあるいはそういった伐採事業の実施の時の申請が必要なケース等々のですねそういった手続、そういったものにつきまして町内林地の現状、そういったものをですね、この場でなくて結構でございますので後日何らかの形で御報告いただければと思っております。流域治水につきましては以上で次に参りたいと思えます。1番目に上げております町としての各施策や方針等の検討・決定・実施までの基本姿勢とプロセスについてということでございます。数年前からの国のレベルでございますが、モリカケ疑惑とか言われるものあるいは最近の農水省接待疑惑、あるいは総務省接待疑惑、そういった問題の本質は何かと考えた時に、公職選挙法の抵触、あるいは増収賄の疑いなどの面もございますが、私が考えますには、その本質は、国の政策事業予算の決定や許認可までの過程が正しい姿勢でなく歪められていたのではないかという疑念が国民の中に出ている点にあると考えております。これを町に置きかえますと、本町のような小さな自治体といえども、そのような視点つまり政策決定までの適正な手順の確保や、計画性継続性などとあわせてその過程についての責任、説明責任が重要であると考えております。議会のこの場に立たせていただいてまだ10カ月目でございますが、その短い期間の中で、その点について大きな疑念がわいてきたため、ここに取り上げるものでございます。私の現状認識に対する不足も含めて多少細かな点に入れ込むかもしれませんけれども、現状を確認をさせていただきたいと思えます。なお、本町の議会基本条例でもその点を明確に定められております。第7条町長による政策等の形成過程説明。そこうたわわれておるところでございます。またあわせて、同9条総合計画等の協議にも定められております。そのことを前提に話を進めさせていただきたいと思えます。まず1点目。庁内での、庁内と申しますのは役場内、庁内での協議、意見集約等の過程において、町の貴重な財産でもあります職員の皆さん方の知見を幅広く活用することができる組織、あるいは人事体制が確保されているのかという点から、まず会議録などにより議論の状況を確認できればと思えますので、その点についての御説明をお願いをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 話の始まりが国の今問題になっているようなことがあさぎり町でも行われているというような論法かなというふうにとちょっと心配したところですが、そうではないとは思いますが、私

はもう国が今行われているようなですね接待を受けたり、あるいはそのいろんな秘密の漏えいをしたり、そういうことはもう絶対もう行っておりません。もうそういうことをですね、もうやってしまったら、町民の視線といわれる町民の幸福とはかけ離れた町政になってしまいますので、私はもう自分の個人的な利益よりも町民の利益を最優先でやらせていただいております。それから今質問にありましたですね、町の貴重な財産である職員の知見を幅広く活用することができる組織人事体制が確保されているかという問いについてはですね、私はそこはもう十分配慮してます。人を生かして使うということが組織の活性化のためにはもう基本中の基本ですので、やはり働きがいのあるみんなが笑顔で仕事に来てくれる。そういう職場環境を考えて仕事をしているところです。町民の皆さんからもですね総合受付の対応が非常によくなったとか、町民、職員さんが明るくなったとかそういう話も聞かせていただいております、マイナスのような話はまだ伺っておりませんし、私も自分で主観的に物事を判断するんじゃなくて、やはり第三者的な目で客観的な目で自分を見て、自分を評価していかないと、そこにうぬぼれがあったりあるいはパワハラセクハラにつながるような言葉遣いになったりする可能性がありますので、常にやはり私は自分を自分の第三者の目で見ながら職員さんとは接してます。ですので、できるだけ持ち回りで決裁に来てくださいねっていう話もしてますし、こられたらよもや話もしながら仕事の面できついことはないか。あるいは精神的なストレスはないか。直接的に聞くことはありませんが、言葉の中からそういうことも感じながら職員とは対応させていただいているところです。それからやはりそれぞれの職員の能力を発揮させるという職場環境が必要だと思います。いろんな決裁をする時に、私は不明な点とか確認したい事項は時間がある限り担当者を呼んでいろいろ話を聞かせてもらいます。その中で、将来的にこの問題ってどぎゃん考えますか、どういうふうに考えますかというようなもう投げかけをして、職員さんたちの積極的な取り組み、そういうものですね感じながら、そういうことを見ながら管理職の人事異動、それからまた今度4月には、4月1日には職員の人事異動も行いますが、それぞれの皆さん方の心構えとか長年その職場で御苦労いただいとるか、そういうことも踏まえてですね、適材適所、それを常に考えながら配置なんかも考えさせていただいております。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。庁内の会議についてその説明をするための会議録につきましては、まず事前に議員から資料請求がっておりますので今からお送りいたします。今、お送りしました。これは課長会の課長会等の資料になりますが、組織再編協議、今回4月からの再編に向けての協議の経緯でございます。次に再度お送りいたします。次が公共施設個別施設計画、これは、これに特化した本部会議、また推進会議を設置しておりますのでその検討結果、経緯でございます。次にこれは行財政改革プランを策定するために協議した項目等を示すものでございます。今お送りいたしましたとおり、さまざまな会議の中で報告、また確認、協議を行っております。ですが、事実、ここで議員から言われました会議録等につきましてはの作成は現在行っていないところでございます。要点録としてまとめたものを記録として保管するという状況でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。先ほど町長がおっしゃいました1番最初におっしゃいましたあの国の云々のご心配、私もそういう視点では申しておりませんので、その点はちょっと誤解を与えたかもしれませんけれどもそういう意味ではございません。今町長、課長のほうから御説明がありましたとおり会議録がないということで、これは先ほどの基本条例の話もさせていただきましたが、それまでの政策決定過程というのは、きちんと残しておく必要がある。これは基本条例がなくてもですよ、公共団体の使命としてそういったものはきちんと記録を残す必要があるというふうに私は認識しております。私個人のことを申し上げてなんですが、そういった部分は少なくとも自分自身の記録とかは、公の正式の会議録かどうかは別としまして

ですね、そういったもの残していたんじゃないかと思っております。何らかの形で、例えば住民から要求があった時にですね、公開できるようなそういった形はあるべきではないかというふうに思っておるところでございます。では次に参ります。議案等の提案事業説明等につながるまでにですね、庁内での意思決定の確認作業とか、関係各課の連携が不足しているんじゃないかなというふうなことがちょっと私、これは誤解も含めてあるかもしれませんが、そういった疑問がっております。例えば条例案が提案される中で内容確認のチェックが十分横の連携としてあっているのか。私から見たら不備が一目瞭然の案が厚生委員会に出てきたことがございました。それは取り下げてまた訂正されたものが正式の案として出てきたようではありますが、こういったものは、きちんと事前の横の連絡連携がとれていればですねクリアできるような問題ではないかと思っておりますが、私の今の心配というのは取り越し苦労であるかどうか、総務課長いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。先ほど私が会議録について説明をさせていただきました。まずはその件について追加での答弁をさせていただきます。会議録を作成していないということを申し上げました。そこで言った会議録といいますのが逐語的にすべての発言を残している会議録がないということでございます。で、それぞれの課長会でありましたら、課長が出席してその事案についてメモをしそれを要点録として記録、それぞれが記録し各課員につないでいる状況でございます。ということで逐語的な会議録の作成はしていないということでございますので、追加して答弁させていただきます。次に、条例改正等についての横の連携といいますかチェック機能についての御質問でございますが、事実議会の中で常任委員会等にお諮りする中での不備があったことは事実でございます。その現議案につきましては、やはり総務課のほうが法令執務を執行行っておりますので、そこでチェックし関係する課には連絡をしチェックを確認をさせているところでございます。相当数の例規、また国の動きによっては関連する例規を改正することになります。そういう不備があった事案もございますが、今の体制としましてはしっかりと各課、横断的に一つの案件について必要に応じて調整、確認を行っているというふうに認識しております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、私はここで申し上げているのは一つ一つの事例をですね揚げ足とるみたいなことでそれを言いたいわけでもございませんで、要するにいろんな諸問題についてですね横の連携、あるいは縦もも含めてですけども、きちんと全体として協議する場面、場面というかそういう職場の風土と申しますかそういったものが醸成されていけば結構かなと思っております。先ほどの町長の御説明ではですねそういったものを十分町長は配慮されているということでございますので、その点をもう御期待をしていきたいと思っております。町長はよくですね若者の意見を取り入れてとか、あるいは若い人に任せることが大事だとかおっしゃっております。大変その点については大いに賛同するものでございますが、職場としてですね、役場を考えた時に同様に経験のある行政のプロであるですね担当職員に、ある意味任せることも必要ではないかというふうに思っております。1例申し上げます。合併推進事業債の期限の延長の件を私ども議会のほうに御説明をいただきました。そして結果的にはそれは新聞報道は本町に、あさぎり町には該当しないケースだったわけでございますが、その時に町長自らですね総務省への問い合わせもされたようでございますが、こういった問題は専門に担当している職員であれば、ものの数分で確認できるような事案だったと思います。私自身も自宅に帰りましてパソコンで調べたら、ほんの三、四分で確認をできたことでございます。こういったことを、私のこれはこれまたうがった考えかもしれませんが、町長自ら作業されていることに、ある意味積極的に関わっておられる部分ではありますが、国や県かしたらあさぎり町の担当者は何をしているのかなというふうに思われかねない。そういった心配を逆に私はしたところでございます。こういった部分は、考え方の相違もありますので一概には申し上げませんが、そういった考えもあるということをご

申し上げておきたいと思います。総合戦略室の設置によって連携はスムーズになっているのかということでお尋ねをさせていただきます。戦略室の役割を再度この場で御確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。先ほどの国への問い合わせは大体担当にやってもらうんですが、トップセールスという言葉もあるし、よその市町村を伺うと、結構やっぱり市町村長が活発に動いておられることによって町長が先に一言よろしくお願ひしますと言うことによって担当者同士の話がスムーズに行く。あさぎり町は町長が熱心だから職員も熱心だなというような反応を持っていただくと、後々がいろんなことが進行しやすいという意味で職員の活動をサポートするということできいろいろとやらせていただけてますし、また私自身が動かないとこれはちょっと動かないなど、職員が頑張ってるけどもなかなかそこがスムーズにいかないというような時に私がまだプッシュをかける意味でお電話したりあるいは上京した折に、担当の方に御あいさつに行ったりすることはあります。できるだけ職員の優れた能力を生かしてやっていきたいと考えているところです。それから総合戦略室につきましては、やはり新しい取り組み、もういろいろやっております。そして、各課広範囲にわたることがありますので、やはり事業計画した場合に、これはどこの担当課なのかというような話がまず出てきます。そういう時にですね、やはりそれぞれの担当課の役割分担というものをみんなで話し合っって協議して決めまして、そしてそれを各課でやっていってもらう。それをそのつなぎ役、そしてそれがどのぐらいの進捗状況なのかということを経営戦略室が把握しながら各課に伝えていく。必要な場合は招集して会議を行う。そういうふうな各課の調整連絡というような役を担っておりますし、まだいろんな煩雑な要件も出てきます。そういうものをですね、変わって総合戦略室が簡単な仕事であれば総合戦略室が変わってやっていくというような、そういうふうな雑用的な仕事もやらせてもらいますし、また、どういう状況かということの状況報告を私のところに持ってきてもらう。それを聞いて、それでその方向でならいいなという判断することもあるし、それはちょっともう1回、みんなで集まって認識の確認をしようというようなことでまた集まって、それぞれの認識にずれがないか。そういうことを話をしたりというようなこともあります。また一つの例としてですね、先日行った高校生のだばこ農家への支援についてもですね、これはもう非常に広い範囲のところでの活動でした。商工観光課、農林振興課、シルバー人材センター、農業支援センター、それからだばこ耕作組合、それから商工会、それからハローワーク、労働基準監督署、そういうものが全部関係してましたので、その調整役を一応総合戦略室が担ってくれまして、その中からどんどんどんどん話が進んでいくうちにそれぞれの皆さんたちの役割ということを認識してもらって、それぞれの課、それぞれの団体で自分とこの役割をしっかりと担っていただいたということで高校生のだばこ農家の派遣も実現したし、うまく行くことができたと思っております。そういうふうですね、いろんなこの情報の伝達とか、あるいは認識とか、継続の状況とか、そういうものを把握させる、私の一つの手足となって私のアンテナとなったり手足となって動いてくれているところが総合戦略室です。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） せっかくの機会ですので総合戦略室があつてよかったなと私も結構感じました。その中の今町長のほうからなかった部分ちょっと今回時間をいただいて紹介をさせていただければと思います。実はコロナの件とそれから今回の集中豪雨の件2点に絞って紹介させていただきますと、7月4日の豪雨の後にですね、大雨の後に、土砂崩壊あるいは流木の崩れとか特に須恵深田地域では落ち葉がいっぱい落ちましてですね、大藪建設課長がもうこれは大変だと、町道の交通止をせないかんという時に建設課ではどうも対応できないと。何か支援をという要請がありました。その時に総務課も避難所とか大変でしたので、総合戦略室が中心となって建設課とそれぞれの各課の全部のですね調整をとって、全部の課が支援をしてくれました。建設課のほうでは何月何日から何日までこういう職員の応援が必要と。その各課に連絡をそこへ戦

略室がとってですね、ここは午前中は何課と何課、午後は例えば財政課とその課がずっと割り当てて日程をきれいに組んでですね、そしてその町道の交通止乗り切った事例が一つありました。これは凄いなと私その訓練もしてないのですね、この集中豪雨の突発的なことをこのおかげで乗り切ってくれたことがありました。それからもう一つはですね、水道の林課長も来ました。岡原地区ではもう施設等が流出してですね交通止現場もいけないというところに要請があった、要請があった時に元水道課の職員が、移動してよその課に行っている時に、しばらくの間水道課に帰って来て手伝って、そして福岡と熊本から断水対応に来てくれた時にも早朝、夕方、夜ですね、給水する時も総合戦略室が上下水道課と各課全部の中に入って人間を集めてですね、きちんと割り振りをして乗り切ったことが1件ありました。これも本当にこう凄いなというふうに感じました。それから臨時給付金で1人10万円の交付金がコロナに来た時に町民皆が申請来られた時に、企画財政課2階にあります、ずら一と下まで並んでですね、対応に非常に困ったことがあります。その時もやっぱり戦略室が入って、企画財政課と各課の中に入ってですねすべてその各課と関係課全部を調整をして段取りをして乗り切ったことがありました。このコロナと豪雨この乗り切ったのも総合戦略室があったからよかったなど。本来は総務課あたりがするかと思いますが総務課も手いっぱいです。水道課も手いっぱいです。今回の場合はですね、こういうこと突発的な想定されないこれまでないことを乗り切ったのも、これがあったからよかったなというふう感じたところでございます。ちょうどいい機会でございますのでその1例を紹介させていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。総合戦略室が十分機能しましてですね、庁内の連携がより以上にスムーズにあって、そして結果的に町の施策がスムーズに進行されますように御期待をしたいと思います。総合計画と事業、事業実施予算との関係ということで一つの例として申し上げますが、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、区の統合と公民分館整備の関係で進めたいと思います。今後の人口減少や高齢化により集落機能の維持が困難になってくるのが避けられないと考えられることから、その対策の一環として区の再編が模索されてきております。町も合併協定時からの課題として、行革プラン等でも取り組んで、取り組みを行ってきているものがございますが、本来、公民分館を建設するのが主たる目的ではないというふうを考えます。推進状況の説明と先ほどあるいはこれまでのいろんな場面で、基本的な考え方が逆になっているんじゃないかと私は思っております。また公民分館の補助制度は合併時の協定を根拠に区の再建を前提として始まったものでありまして、補助率も含めて条件も明確化されていたものと認識をしております。最近、これもさっき出ておりましたが、防災面での機能を高めることでの制度変更等も検討されておりますが、それはそれで一概に否定をするものではございませんが、そうであれば、きちんとした議論の上で制度設計がなされた、そしてその上で適正に順を追った取り組みをしていかなければならないと思っております。なし崩しの対応という表現はきついかもしれませんが、今のやり方としては先ほど議論もあっておりますが、私も行政の、行政のあるべき姿ではないというふうに考えておりますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今小谷議員が発言されたようなことをですねちゃんと戒めとしまして、ないがしろにならないようにきちんと手順を踏んで条例等の手直し、見直し、必要なところはやっていきたいと思っております。ただなし崩しのやっているというような見方もあるかと思いますが、それはむしろですねこういうことをやったらどうだろうかと提言したところ、関係の地区の役員さんたちがそれがいいと言ってもう一気に盛り上がってしまって、何か全てがもうそういうふうになってしまうかのようになんか走り出してしまった。そのことによってですね誤解も生じてると思うんですが、そういうふうにはこれまでですね、合

併以来いろんな取り組みをされてこられました。区からもいろんな意見が出てきて、統合というのは非常に難しい問題だというふうになってますが、でもこの長年の取り組みがやはり今ここにほんとに効果が出てきて、やはりもう区の統合は避けては通れない。やらなきゃいけないという地域住民の認識が高まってきた長年の努力の成果ではないかと思います。それに乗じるというか、今の町民の皆さんたちの雰囲気に乗ってですねやっていきたいと思います。その中で行政としてやらなければいけない法令遵守、そういうものは議員がアドバイスをいただきましたので、しっかりと受けとめて対応していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。次に各種実施計画と財政計画の部門との関係性について、どのように位置づけておられるかを確認をしたいと思います。町長はよくですね、財政は大事だが事業を進めながら今後検討、精査をする。そのように何度も発言されておられます。しかしそのような姿勢は、私としては容認できない、そういうスタンスでございます。財政見通しの裏づけがあつての事業計画であるべきでありまして、ちなみに特別委員会での公共施設個別計画審議時に、起債償還見通しが説明をされました。合併特例債の活用に重点を置いたそういったものでありまして、それ以外の具体的な事業実施見込みや歳出全般そういったものを見込みを踏まえたものではあの時点ではございませんでした。そういったものでありますと、財政計画としての信憑性というのは全く担保されておられません。よって財政計画と言えるものではないというふうに私は思っております。ちなみに、先ほど申しました基本条例第7条の中で、6号政策等の実施にかかわる財政措置、7号将来にわたる政策等のコスト計算、こういったものをきちんと示すべきであるというふうにもきちんとおたわわております。私が心配しますのは昨日ですが出ておりましたけども、例えば水道事業の前倒しを検討したいというようなお話もございました。そうであれば当然事業計画の事業費の見直しもありまして、前提となりますところの投資的経費のそういったものの実施計画、あるいはその他今後の大きな課題となるであります扶助費の増高などそういったもの見通しが算定された上での財政計画、それに対応できる現在の実施計画相互の整合性、私はそういう整合性と常々申し上げておりますのはこう言った部分でございますが、そういった部分が現時点ではクリアできていないのではないかとというふうに私は思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。財政についてはですね、小谷議員が言われるとおりだと思います。そのようにちゃんとした財政的な見通し、そういうものをしっかりとしながら実施計画を実行していかなくちゃいけないと思つてます。私自身がそこをしっかりと把握するために今勉強を日々続けているところですが、なかなかですね、実は令和2年度にそこをしっかりと重点してやりたいと思つてたんですが、ちょっとそこが時期的にちょっと遅れてますけども、今度財政課も設置しますので、もう一度ですね、しっかりと、大体少しは流れがわかってきましたが、実施計画に沿う、そして財政の見通し、そういうものを見ながらですね、計画をしながら財政をしっかりと見ていきたいというふうに今考えてます。今現在ですね、令和3年度予算も審議をお願いしているところですが、担当職員たちはきちっと今小谷議員が言われたようなことは前提において、査定を受けながら健全財政運営のためにですね削減するものは削減しながら、取りやめるべき事業は取りやめながら、そこはしっかりとやっているように私は見受けてます。今企画財政課ですが、担当課でしっかりと審議したものを私のところに査定として持ってきて説明を聞く中で、今小谷議員が言われるような、ほんとに専門的な見地から見るという面では私はまだ少し欠けてるかもしれませんので、その能力をしっかりと身につけてですね、今小谷議員が言われるようなことをしっかりとやっていきたいと思つています。私も今くま川鉄道の再復興に向けてですね、くま川鉄道と再生協議会と二つでやってるわけですが、私もそこで今小谷議員と同じようなことを言っております。財政の見通しをしっかりと立てて事業の計画との整合性をつけて

いかないと、復興に対して地域住民の皆さんたちのやっぱり納得は取れないからということも言っていて、多分小谷議員もこういうことを言っておられるんだろうなというふうに認識しながらま川鉄道の復興のほうにも取り組んでおりますので、町のほうについてもですね、今の御提案をしっかりと受けとめて取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、時間がありますので駆け足でまいります。職員の皆さんがですね財政に対してきちんと対応されておるということは私は認識をしているつもりでございます。私がここで申し上げたいのは、実施計画と財政計画との出す手順、順番。その部分での整合性をきちんと取るべきではないかということが大きな私が言いたいことの本質でございます。次に、議会との関係性におきまして、2元代表制の見地からお尋ねをしたいと思っております。職員と議会との関係におきまして、非公式の場での相談働きかけなどに類するものの取り扱いについては、どのような今取り扱いをなされておるでしょうかちょっとお尋ねをしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 土肥総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。非公式といいますか直接相談であったりお尋ねがあった件につきましては、それはもう適切にお答えしておりますし、内容によりまして上司に報告すべき案件については確実に報告をして対応しております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。これも私は直接聞いたわけでありまして事実と違ってるかもしれませんが確認をさせていただきます。町長とされましたですね職員と議員との個別の接触をどう考えておられると、どう考えておられるでしょうか。というのがあまり職員は議員と個別に接触をするなというふうに言われたというふうにも聞いております。これは事実でなければそれで結構でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） しっかりと確認をとれてないことを議場で申し上げるのはちょっとどうかと思いますが、そういうことは一切言っておりません。私は議員の皆さんとはもうほんと意見交換をして勉強会をなささいと。積極的に進めてるほうです。何を根拠にそう言われるのかですね。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。そのような場合にですね、私は今町長おっしゃいましたように、相互の情報交換というのは必要であると思っておりますが、特にあの記録という形で先ほど総務課長がございましたが、残すことをされておられるかということを確認をしたいところでございます。改めて。と申しますのが、個別、今回の個別計画の中で、公民分館建設と消防詰所の整備について、これも私の認識でございますけれども、そういった俗に言う民意というかいろんな庁内での、庁内というのは役場内ですね、そういった議論以外の要望とかそういったものがあつたのかどうか、そういったものの印象を感じたところでございます。そのような懸念を払拭するためにもですね、公開を前提としますところのいろんな対応の記録、そういったものが保存されているべきではないかと思っておりますが、先ほど総務課長ちょっと触れられましたが、再度その点についての確認をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。これは議会だけではなくて町民の方々からまた各機関からの相談とかお尋ねはあっております。それにつきましては適切に対応しているというところでございまして、先ほども言いましたとおりこれはやはり逐語的ではございません。要点について上司に報告をするということでございまして、それにつきまして保存はしているものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。次に参ります。議会回答ということで町長のほうからタブレットに資料として報告をいただいておりますが、そのそれのない事案、そういったものについての今後の対応あるいはこれまでの取り扱いについてですね御説明をいただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） はい。今議会対応についてということでございますが、私の記憶ではですね合併後議会での質問に対して検討すると、検討しますとかですね、調査を進めますとの回答を、回答を執行部がしたことがこれまでになかったように覚えております。昨年ですね、尾鷹町長のほうからこれはいかんだらうということで、検討するとか調査をするとか答弁した場合はきちんとしようという指示がありました。議会が終了しましたらですね、今議会が終了しましたら各課長がですね、全部こう質疑応答、回答した内容を整理してですね、すぐ次の課長会で全員で検討して帰って回答内容も検討して整理をしております。今はですね、その内容はですね、質問、議員さん方の質問の内容、それからその時に回答した内容、今後の対応について検討進めておりますが、31年の3月、6月、9月、12月そして令和2年の3月分の1年分を2月3日の全協の中で御報告をしております。それから、その後のですねその後の対応状況を報告させていただきました。その次にですね、令和2年の3月、6月、9月、12月開けて3月の分を、あとの3月は違いますね。12月までの、2月1日の全協の中でこれは中学生議会も含めて報告をさせていただいております。今回の小谷議員さんの話の中では、これまでになかった、質問をしても回答がなかったという事例があったというふうに聞いておりますが、答弁した課長がですね質疑の中でこうメモしますですね。とメモする時には次の回答を考えながらメモするんですが、ここでメモする間に次の質問次の質問が来た場合には頭になかなか残っていないと。議事録を必ず見るんですが、議事録の中でもですね後で回答しますというような表現がない場合もあって、中には漏れているものがあるんですね。それは私も議事録もみて各課長の意見も聞いたんですが、どうしてもやむを得ないものがあると。いう形で今後そういう場合が出てきた時にはですね、私どもが議員さん方に検討結果を御報告した後にもしないものであればおっしゃっていただければですね、追加という形になります調べて御報告をさせていただきたいと。今完全に後の回答をですねずっと追っていつて説明しているような状況です。あともう一つ町長からちょっと指示がありましてですね、そんとき回答ただけではいかんぞということで、例えばデマンド交通とかが結構質問がっておりますが、何人も議員さんから。その経過もですね、そのあと追跡調査という形でどの辺まで進んでいるかと。次はどこまで行っているかというのも確認しながら、確認を課長としながらですね、現在進めているような状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今副町長の御説明で漏れというかそういう部分はお互いの認識の違いもあるかもしれませんので今後善処をお願いをしたいと思います。最後になります。議会において特別委員会が設置されております事案につきまして、その審議中にもかかわらず当初予算に計上されておりますが、その点と2元代表制、議会と町の関係、それについての認識について確認をさせていただきます。まず特別委員会の設置についてどういうお考えか。改めてお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私の認識としましては、特別委員会での検討中の事業は議案ではないので審議中とは呼べない。採決の必要もないというふうに判断しています。したがって、事業を議会に説明し、質問、議員さんからの質問に関しては丁寧に説明を行いながら、それが1通り終了しましたらパブリックコメントを実施して計画を立て事業執行を行っていくということでもあります。そしてまたその事業を行う上で

はここに今度は予算が議案として上がってきますので最終的な判断は議会に委ねられるということです。ですので、特別委員会などで十分な説明をしていなかった場合、納得をいただけていなかった場合は、当然予算で議案が通らないということになりますので、そこは議員の皆様方に十分御理解をいただけて予算案を承認していただくような丁寧な説明をさせていただけてるところです。パブリックコメントにつきましても、そういう議員さんとのやりとりの中で、パブリックコメントはとっているのかというような質問も過去ありましたので、ある程度皆様方に御説明をして、このタイミングでというところでパブリックコメントもいただいて、その結果も議員の皆様方にちゃんと御紹介をして、そして最終的な執行案をつくって実行していくわけです。ですので、決して議회를軽視しているわけじゃなくて、最終的に予算を承認していただくというところが決議ですので、そこで決裁をいただくような丁寧な説明をしているつもりです。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。私の認識は、ある案件に議会として特別委員会を設置して審議しているということは、イコール議会としても大きな関心を持ってそして議会の意思を議論して決めようとしている作業をしているというふうに私は思っております。今回の公共施設個別計画に関しましては、現時点では個別計画はまだ確定をしていないというふうな認識が一つあります。もう一つ、ゆえに議会の意思は、個別計画についてはまだ表明をされていない、決定されていない。この2点についての御認識を確認をさせていただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。特別委員会では議決案件ではないというふうに認識しています。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 再度申し上げます。現時点では個別計画は確定していないかどうか。もう一つ、ゆえに議会の意思はまだ個別計画に関しては表明されていない。議決案件かどうかは別として。議会の意思は表明されていない。その2点を私はそういう認識をしておりますが、その点の御認識について確認をさせていただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。本議会の中で公共施設マネジメント調査特別委員会設置いただいております。これにつきましては、今ありました個別施設計画の調査を行うということで設置をされております。調査委員会の中で、本年度策定おし進めております個別計画を町の素案等を示しながら御説明を申し上げます。その間、質問等もお受けして、それには一つ一つお答えをした。しているというものでございます。現在まで委員会を開いていただいている中としまして執行部といたしましては、今のお示した案で御理解をいただいているというふうに認識をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今最後におっしゃいました。議会は御理解をいただいていると。特別委員会を設置しまして特別委員会の委員長報告もあっておりません。議会は意思は表明はまだしておりません。と私は認識をしています。これは他の議員の皆様方もどう考えるかですが、それは先ほど確認させていただきましたが、明確なお答えはございませんでしたので次に参ります。時間がございません。私がそういう認識でございますので、現時点で未確定の個別計画の実施につきましては再考される必要があるのではないか、予算措置とも絡みによりまして、そういう認識を持っております。この件につきましても先ほど御答弁がありましたので結構でございます。今回の議題は、今回の課題につきましては、立場の相違がございましてなかなか相入れない点もあったかと思っております。しかし、町長があさぎり町の将来への期待を持って民間企業での経験などを大きな力にして日夜努力をいただいていることにつきましては、何ら疑問を挟むもので

ございません。感謝するものでございます。しかし、そこに重ねまして、現在発揮されている強力なリーダーシップとともに、今日申し上げてきました政策決定までのプロセスと執行体制の見直しにつきましては、何らかの御検討いただくことを希望いたしまして私の一般質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 答弁いいですか。

○ 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、個別計画についてはもう十分に御説明をさせていただきましたし、パブリックコメントもいただいて御説明して皆様方の一応の御質問には答えたという段階です。財政につきましても、事業費、それから財政見直しもお示ししましたので1通りの御説明は終わらせていただいたということで、もうこの事業を執行させていただきたいというふうに考えております。また議員言われるように特別委員会の最終的な結論は出てないのは私たちも認識しておりますが、それについては特別委員会でのお考えがあることと思いますが、私たちはこれを粛々と執行していきたいというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） これで1番、小谷節雄議員の一般質問を終わります。ここで休憩をいたします。午後は13時30分からです。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 同意第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、同意第3号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第3号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上南2350番地、氏名、中村好文、生年月日、昭和45年8月22日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。同意3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第3号は同意することに決定しました。

日程第3 同意第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、同意第4号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第4号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上西229番地、氏名、井出久美子、生年月日、昭和42年11月28日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。同意4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第4号は同意することに決定しました。

日程第4 同意第5号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、同意第5号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第5号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上西242番地、土屋正則、生年月日、昭和38年1月6日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第5号を採決します。この採決は起立によって行います。同意5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

日程第5 同意第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、同意第6号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第6号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上西1785番地、橋口丈一、生年月日、昭和

23年2月26日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。同意6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第6号は同意することに決定しました。

日程第6 同意第7号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、同意第7号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第7号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願い申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上北2218番地65。谷川新二、生年月日、昭和45年1月22日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。同意7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案、したがって同意第7号は同意することに決定しました。

日程第7 同意第8号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、同意第8号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第8号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願い申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上北31番地、氏名、緒方信三、生年月日、昭和30年2月23日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。経歴につきましては

別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第8号を採決します。この採決は起立によって行います。同意8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第8号は同意することに決定しました。

日程第8 同意第9号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、同意第9号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第9号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上東1879番地、氏名、中村幸二、生年月日、昭和44年11月24日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第9号を採決します。この採決は起立によって行います。同意9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第9号は同意することに決定しました。

日程第9 同意第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、同意第10号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第10号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上南3205番地、氏名、樫木徹郎、生年月日、昭和25年12月3日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため農業委員会等に関する法律、第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第10号を採決します。この採決は起立によって行います。同意10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第10号は同意することに決定しました。

日程第10 同意第11号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、同意第11号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第11号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東1225番地57、藤本勇二、昭和30年10月6日生まれ、提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第11号を採決します。この採決は起立によって行います。同意11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第11号は同意することに決定しました。

日程第11 同意第12号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、同意第12号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第12号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東3782番地の1、松本洋行廣幸、生年月日、昭和34年4月9日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第12号を採決します。この採決は起立によって行います。同意12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって同意第12号は同意することに決定しました。

日程第12 同意第13号

◎議長(徳永 正道君) 日程第12、同意第13号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第13号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東805番地、氏名、北川浩臣、生年月日、昭和37年2月8日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第13号を採決します。この採決は起立によって行います。同意13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって同意第13号は同意することに決定しました。

日程第13 同意第14号

◎議長(徳永 正道君) 日程第13、同意第14号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第14号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東760番地3、氏名、吉田利明、生年月日、昭和32年6月15日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第14号を採決します。この採決は起立によって行います。同意14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第14号は同意することに決定しました。

日程第14 同意第15号

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、同意第15号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第15号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田西2272番地、氏名、廣瀬孝喜、生年月日、昭和34年2月15日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第15号を採決します。この採決は起立によって行います。同意15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

日程第15 同意第16号

◎議長（徳永 正道君） 日程第15、同意第16号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第16号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田西1796番地、氏名、的射場洋一、生年月日、昭和54年12月13日まで。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので同意いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第16号を採決します。この採決は起立によって行います。同意16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって同意第16号は同意することに決定しました。

日程第16 同意第17号

◎議長(徳永 正道君) 日程第16、同意第17号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第17号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北1080番地1、氏名、深松守。生年月日、昭和39年11月27日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので同意をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第17号を採決します。この採決は起立によって行います。同意17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって同意第17号は同意することに決定しました。

日程第17 同意第18号

◎議長(徳永 正道君) 日程第17、同意第18号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第18号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北314番地。氏名、宮原久子。生年月日、昭和38年6月30日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第18号を採決します。この採決は起立によって行います。同意18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、同意第18号は同意することに決定しました。

日程第18 同意第19号

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、同意第19号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第19号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北293番地、氏名、杉下和治、生年月日、昭和33年2月18日生まれ、提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第19号を採決します。この採決は起立によって行います。同意19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第19号は同意することに決定しました。

日程第19 同意第20号

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、同意第20号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第20号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北810番地、氏名、宮原範行、生年月日、昭和40年12月19日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第20号を採決します。この採決は起立によって行います。同意20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、同意第20号は同意することに決定しました。

日程第20 同意第21号

◎議長（徳永 正道君） 日程第20、同意第21号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題

とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第21号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原南651番地、氏名、城本康志、生年月日、昭和36年10月25日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上御提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第21号を採決します。この採決は起立によって行います。同意21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって同意第21号は同意することに決定しました。

日程第21 同意第22号

◎議長(徳永 正道君) 日程第21、同意第22号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第22号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原南1777番地、氏名、村田新一、生年月日、昭和36年1月10日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第22号を採決します。この採決は起立によって行います。同意22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって同意第22号は同意することに決定しました。

日程第22 同意第23号

◎議長(徳永 正道君) 日程第22、同意第23号、あさぎり町の農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 同意第23号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願ひいた

します。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵2940番地の1、氏名、田崎洋一郎、生年月日、昭和42年7月26日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、御提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第23号を採決します。この採決は起立によって行います。同意23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第23号は同意することに決定しました。

日程第23 同意第24号

◎議長（徳永 正道君） 日程第23、同意第24号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第24号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵3375番地、氏名、西野雅倫、生年月日、昭和39年10月10日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第24号を採決します。この採決は起立によって行います。同意24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第24号は同意することに決定しました。

日程第24 同意第25号

◎議長（徳永 正道君） 日程第24、同意第25号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第25号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵5833番地、氏名、恒松純生、生年月

日、昭和29年1月24日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第25号を採決します。この採決は起立によって行います。同意25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第25号は同意することに決定いたしました。

日程第25 同意第26号

◎議長（徳永 正道君） 日程第25、同意第26号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第26号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町深田西15番地2、氏名、濱田定武、生年月日、昭和25年1月27日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第26号を採決します。この採決は起立によって行います。同意26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第26号は同意することに決定しました。

日程第26 同意第27号

◎議長（徳永 正道君） 日程第26、同意第27号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第27号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町深田西727番地。氏名、橋口京美、生年月日、昭和36年3月10日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため、

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第27号を採決します。この採決は起立によって行います。同意27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第27号は同意することに決定しました。

日程第27 同意第28号

◎議長（徳永 正道君） 日程第27、同意第28号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第28号、あさぎり町農業委員会委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町農業委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。令和3年3月9日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町深田東1117番地、氏名、竹下正男、生年月日、昭和36年10月22日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町農業委員会委員を任命するため農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては別紙のとおりでございます。以上、提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第28号を採決します。この採決は起立によって行います。同意28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって同意第28号は同意することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後2時19分 散会